○津山圏域衛生処理組合支出負担行為手続規則

平成２６年９月１日

津山圏域衛生処理組合規則第５号

（目的）

第１条　津山圏域衛生処理組合予算規則（平成２６年津山圏域衛生処理組合規則第２号）の規定に基づき，支出負担行為の手続きについては，法令又は他の規則に定めるもののほか，この規則の定めるところによる。

（準用）

第２条　この規則は，津山市支出負担行為手続規則（昭和５０年津山市規則第１１号）を準用する。

付　　則

この規則は，公布の日から施行する。